

## 横浜市国際学生会館の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 教指企第 3950 号（教育長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市国際学生会館条例（平成 5 年 12 月条例第 69 号。以下「条例」という。）第 6 条に規定する横浜市国際学生会館の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

### （選定）

第 2 条 選定は、応募の期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、教育長は非公募により選定を行うことができる。

4 教育長は、条例第 18 条第 1 項に規定する横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、教育長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

### （選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 教育長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

### （申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ教育長が定める期日までに、横浜市国際学生会館条例施行規則（平成 6 年 1 月教委規則第 2 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

### （選定の公表及び報告）

第 5 条 教育長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定に係る手続)

第6条 教育長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第7条の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と教育長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市国際学生会館の指定管理者の指定に関する要綱(平成17年4月20日制定)は廃止する。